

特別区民税・都民税

税額決定・納税通知書をお送りします

25年度の住民税(特別区民税・都民税)の税額決定・納税通知書を、6月10日(月)に発送します。

第1期の納期限は7月1日(月)です。お手元に届いた納付書で、銀行等の金融機関・郵便局(東京都・関東各県・山梨県のみ)・区税務課・特別出張所(忘れずに納めてください。1枚が30万円以下の納付書左下にはバーコードがあり、納付書の裏面に記載のコンビニエンスストア等でも納められます。

●住民税が年金等からの引き落とし(年金特徴)の方へ
 公的年金等から引き落とされる税額を納税通知書に記載しています。ご確認ください。

▼24年度から引き続き年金特徴の方：4月・6月・8月は仮徴収税額となり、25年2月と同じ税額を年金から引き落としします。その後、確定した税額から仮徴収税額を差し引いた金額を、10月・12月・26年2月の年金から引き落とします。

ら引き落とします。

▼新たに年金特徴の対象となった方：税額の2分の1は、第1期(7月1日(月)納期限)・第2期(9月2日(月)納期限)に、それぞれ納付書でお支払いください。残りの税額は、10月・12月・26年2月の年金から引き落とします。

●証明書の発行
 25年度の住民税の課税証明書等は、6月10日(月)から発行します。発行には事前に税の申告が必要です。福祉サービスや年金の申請、健康保険の扶養認定の手続きなどに、税の証明書の提出を求められることが多くなっています。収入のない方も、申告をしておくことで、証明書が必要になったときに便利になります。

【証明手数料】一通300円
 【申請に必要なもの】▼本人が申請するとき：印鑑・本人確認ができる書類(運転免許証等)、
 ▼代理人(家族を含む)が申請するときは、
 【問合せ】課税内容：税務課 税第一係・第二係 ☎(5273)4107・4108、▼支払い：口座振替・証明書：税務課収納管理係 ☎(5273)4139 (いずれも本庁舎6階)へ。

<見本> 委任状
 新宿区長 宛て 平成**年**月**日
 住所 *****
 氏名 *****
 生年月日 **年**月**日
 私は下記の者を代理人と定め、平成**年度
 課税 証明書(扶養等控除の内容記載) (有) (無)
 納税 *通の交付申請及び受領の権限を委任します。
 記
 住所 *****
 氏名 *****
 代理人 生年月日 **年**月**日

平成25年第2回 区議会定例会

期日	開会時間	会議・委員会の名称
6月10日(月)	午前10時	本会議(代表質問)
6月11日(火)	午前10時	本会議(代表質問・一般質問)
6月12日(水) 13日(木)	午前10時	常任委員会 (総務区民・福祉健康・環境建設・文教子ども家庭)
6月17日(月)	午前10時	特別委員会 (防災等安全対策、自治・地方分権、議会・行財政改革)
6月19日(水)	午後2時	本会議 (議案、意見書、決議等の採決)

◎本会議・委員会は傍聴できます。手話通訳者または要約筆記者の配置もできます。本会議の様子は区議会ホームページ(<http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index08.html>)をご覧ください。詳しくは、お問い合わせください。
 【問合せ】区議会事務局調査管理係(本庁舎5階) ☎(5273)3534・☎(3209)9995へ。

●今回の定例会で審議する主な議案(予定)
 ◎予算案
 ・平成25年度新宿区一般会計補正予算(第4号)
 ◎条例案
 ・新宿区空き家等の適正管理に関する条例
 ・新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例
 【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505・☎(3209)9947へ。

世帯全員が住民税非課税の方へ 介護保険サービス利用料の負担軽減・助成制度

現在、負担軽減・助成を受けている方の認定期間は6月30日(日)までです。更新申請書を5月下旬にお送りしました。お早めに手続きをしてください。新たに対象となる方は、介護保険課給付係へ申請してください。
 ※「世帯全員の住民税非課税」は、7月から、平成24年中の所得で判定します。
 【申請・問合せ】介護保険課給付係(本庁舎2階) ☎(5273)4176・☎(3209)6010へ。

介護保険施設の居住費(滞在費)・食費の負担を軽減

世帯全員が住民税非課税の場合、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設での入所とショートステイ利用時の居住費(滞在費)・食費の負担額を軽減します。
 ※介護サービスを受ける方の所得に応じて、利用者負担段階により軽減します。

利用者負担段階

利用者負担段階	所得区分
第1段階	生活保護を受けている方
	住民税 高齢福祉年金を受給している方
第2段階	非課税 合計所得と課税年金収入額の合計が80万円までの方
第3段階	世帯 合計所得と課税年金収入額の合計が80万円を超える方

軽減前の基準費用額と軽減後の負担限度額(1日当たり)

施設の区分	軽減前	軽減後
①特別養護老人ホーム・短期入所生活介護施設 ②介護老人保健施設・短期入所療養介護施設 ③介護療養型医療施設・短期入所療養介護施設		
ユニット型個室	【軽減前】1,970円	【軽減後】第1段階・第2段階の方…820円、第3段階の方…1,310円
	【軽減前】1,640円	【軽減後】第1段階・第2段階の方…490円、第3段階の方…1,310円
従来型個室	【軽減前】「施設の区分」の①は1,150円・②③は1,640円	【軽減後】第1段階の方…「施設の区分」の①は320円・②③は490円
	【軽減前】第1段階の方…「施設の区分」の①は420円・②③は490円	【軽減後】第2段階の方…「施設の区分」の①は420円・②③は490円
	【軽減前】第2段階の方…「施設の区分」の①は820円・②③は1,310円	【軽減後】第3段階の方…「施設の区分」の①は820円・②③は1,310円
多床室(相部屋)	【軽減前】320円	【軽減後】第1段階の方…0円、第2段階・第3段階の方は軽減なし
	【軽減前】1,380円	【軽減後】第1段階の方…300円、第2段階の方…390円、第3段階の方…650円
食費	【軽減前】1,380円	【軽減後】第1段階の方…300円、第2段階の方…390円、第3段階の方…650円

介護保険通所サービス利用時の食費を助成

世帯全員が住民税非課税の場合、介護保険の通所サービス(通所介護・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護の通所サービス)利用時の食費を、1日に付き200円助成します。
 ※区に「この助成制度の実施を届け出た区内の事業所」が提供するサービスが対象です。詳しくは、お問い合わせください。

介護保険サービス利用料の負担を軽減

世帯全員が住民税非課税で、介護保険サービス利用料(介護費用の1割)の支払いが困難な方の自己負担額を軽減します。

【対象のサービス】
 ▶訪問介護、▶夜間対応型訪問介護、▶通所介護、▶認知症対応型通所介護、▶小規模多機能型居宅介護、▶訪問看護、▶訪問入浴、▶短期入所生活介護、▶短期入所療養介護、▶訪問リハビリテーション、▶通所リハビリテーション、▶介護福祉施設(特別養護老人ホーム)サービス、▶地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、▶複合型サービス、▶定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 ※上記と同様の「介護予防」のサービスも対象になります。

この軽減は、東京都に軽減措置事業を行うことを届け出た社会福祉法人と事業者が提供するサービスを利用した場合にのみ受けられます。
 【対象】次の全てに該当する方(被保険者証に給付減額等の記載のある方を除く)
 ▶利用者本人を含む世帯全員が住民税非課税、▶世帯の年間収入が基準収入額(※1)以下、▶世帯の預貯金等が基準貯蓄額(※2)以下、▶世帯で自宅以外に土地・家屋等を所有していない、▶負担能力のある親族等に扶養されていない、▶申請時に介護保険料を滞納していない
 ※1 基準収入額…世帯員が1人の場合は150万円。以降、1人増えるごとに50万円を加算。収入には、仕送りや課税対象とならない遺族年金・障害年金・手当等を含む。
 ※2 基準貯蓄額…世帯員が1人の場合は350万円。以降、1人増えるごとに100万円を加算。預貯金等には有価証券・債権等を含む。
 【軽減の対象となる費用・減額割合】サービスの自己負担額、食費・居住費(滞在費)の自己負担額の25%を減額(高齢福祉年金を受給している方は50%を減額)